

令和3年あきる野市農業委員会 12月総会議事録

令和3年12月23日(月)午前10時00分、令和3年あきる野市農業委員会12月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |

開会 午前10時00分

(事務局長) 皆さま、おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。早いもので令和3年もあと8日で終了いたしまして、本日が今年最後の総会となっております。あっという間に1年が過ぎたように感じますが、1年間大変お疲れ様でした。また今年は新型コロナウイルス感染症の影響でイベントや視察等が中止となり、また感染症対策による総会の出席者の制限等で、特に早く感じた1年だったと思います。来年にはワクチンの3回目の接種が始まるということです、ぜひ日常生活が戻ることを望んでおります。委員会の皆さまにおかれましても、お体に気を付けていただきまして、良い年をお迎えいただければと思います。それでは、ただ今から、令和3年あきる野市農業委員会12月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、お願いいたします。

(会長) 皆さま、おはようございます。早朝より、またこの良い天気、農作業日和の日に貴重なお時間をいただき、総会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。今、お話がありましたように新型コロナウイルス、収束するようには見えたのですが、またここで新型のオミクロン株というのがテレビ報道等見えておりますと、感染が随分拡大する様な恐れが出てきて、これまで行事等が変更や中止になったりしたのですが、来年、年明け以降予定していたことが、もしかすると変更、又は中止になることもありますので、皆さまそこところはどうぞご了承いただきたいと思っております。あと8日で今年も終わります。皆さま、今年より更にもっといい年が迎えられるよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。ぜひ、良いお年をお迎えください。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、11月29日、月曜日に開催された農業委員会活動推進フォーラムに農業委員10名、事務局次長、事務局1名の12名で参加しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は堀江職務代理と小川委員になります。よろしく申し上げます。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく申し上げます。

(議長) はい。本日の出席委員は橋本委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受138について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和3年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受138 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、収受138の瀬戸岡分について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。12月20日、月曜日に事務局2名と笹本委員と現地調査に行っていました。地図は7ページになります。

(現地案内図 説明)

まず〇〇－〇は、ほぼ全面にミカンが植えられていました。〇〇－△はレモンが植えられておりました。この2筆は柑橘が植えてあるというような形でした。今現在は下草も刈られてきれいな状態でした。たまに草が茂ってしまう時がありますが、私もよく通る所なので、定期的に作業はやられていて、きれいに使われております。続きまして△△番、□□番ですが、こちらは2筆とも梅の木が植えられておりました。ここは私の畑から良く見える所で、こちらも常に日頃から良く管理されている所で問題ないかと思えます。梅なんかは最近直売所の方で梅のウイルスで少なくなっているのです、世帯内贈与ということで若い方が引き継ぐので、今後出荷等していただけるといいかなと思えました。以上です。

(議長) 続きまして、收受138の伊奈分について、担当の堀江職務代理、説明願います。

(堀江職務代理) はい。12月20日に事務局2名と大福委員が現地調査に行つてまいりました。自分は翌日の21日に現地を確認してまいりました。8ページの地図をご覧ください。

(現地案内図 説明)

それぞれ1反以上の畑で両方で●反●畝の畑ですが、手前の中ほどにハウスの物置があるのと、あと西側の手前の方に柚子のかなり大きな木が5本ありまして、実もなっているので、果樹として出荷しているか、自宅ですべて使っているか、というような感じでした。他の部分はきれいに耕耘されている訳ではないのですが、草もそんなに生えてなく、すぐに使えるような状態になっておりました。〇〇△さんはファーマーズセンターの会員でもありましたので、息子さんがやるようになれば問題ないと思えます。以上です。

(議長) 続きまして、收受138の雨間分について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。12月20日に事務局2人と松村委員と4人で現地調査に行つてまいりました。現地は9ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

まず〇〇〇〇番、田んぼになっていまして、稲刈りが終わって草もなくきれいになっていました。次に△△△△ですが、最近稲刈りをして、稲がかけてありました。あと□□□□番ですが、田んぼではなく、田んぼを盛り土して、そこに植木、ならびに柿の木、キウイフルーツ等が植わっておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員、堀江職務代理、唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) あの、職業が農業(自営業)となっていて、先ほど息子さんが頑張って農業をやってくれるでしょう、というような発言がありましたが、状況を教えてもらえますか？

(事務局) はい。譲受人の〇〇〇〇さんですが、今までは●●のメーカーに勤めておられて、お父さんの〇〇△さんを手伝う傍ら、●●メーカーで働いておりました。現在は退職をしまして、あきる野市内で不動産会社の役員をされると聞いております。その不動産会社の役員をしつつ、今回世帯内贈与で受ける農地の耕作を今後していくと聞いております。出荷については、お父さんの〇〇△さんは以前は直売所の会員だったのですが、今は会員ではないので、今後は引き継いでぜひ直売所の方にも出荷をしていきたいとおっしゃっておりました。そういった方になります。よろしく願いいたします。以上です。

(坂本委員) かなり面積が多いようなのですが、生前一括贈与ということですか？

(事務局) 一括ではないのですが、おそらく相続税の対策と言うか、贈与税の関係で徐々に世帯内贈与をしていくのではと思います。

(坂本委員) それでは年を分けてやっていくという？

(事務局) そうですね。そういう形だと思います。

(坂本委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・ちょっと確認なんですけど、一括で所有権移転し、歴年贈与することは、税法上大丈夫なのですか？これをここで通しちゃって、多分所有権移転するんじゃないかと思うのですが、あと書類だけ揃えておくということかも知れないですが、歴年だと110万からですよ？まあ、どのくらいの評価になるか分からないのですが、それはやっていけるということ？

(事務局長) そうですね。許可書自体は特に期限がありませんので、必要な部分だけ行うことも可能です。

(議長) あ、そういうことですね。それで自分が判断して少しずつと。

(事務局長) それで所有権移転されれば、その部分だけが贈与税がかかってくると思いますので、今回はあくまで農地の所有権移転の許可だけです。

(議長) では許可書は1回もらえば、永久的に利用可能ですか？

(事務局長) 使うことはできると思います。

(議長) 分かりました。では、他にはよろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受138について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受139について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・收受139 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、收受139について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。地図は10ページをお願いいたします。20日に山崎委員と事務局2名とともに現地に行ってまいりました。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇の方は草を刈って、しばらく耕耘等はされてない感じはしましたが、草はきれいに刈られている状態になっていました。△△△の方は実際に〇〇さんが耕作を少し始められているようで、家庭菜園風に少量多品目で薬物野菜を中心に、いろいろな種類の野菜が少しずつ植えられているような状況で使われておりました。この土地の下の方、山に近い方にはトタンで堀みたいなのが作ってありまして、多分獣害よけに作った物だと思うのですが、このトタンより山側は草が刈られている状態でした。この南側がもう山なので、トタンの辺りまでは多分ほぼずっと日陰状態なので、畑として使うのは難しいのかなという感じには見受けられました。

譲受人の〇〇さんなのですが、五日市の駅前にある●●●●●さんを経営されています。実際会社の方は息子さんがメインでやられているようで、ご本人の方は農業に力を入れてやっていきたいというお話のようで、ゆくゆくは直売所の会員にもなれたらと、考えていらっしゃるということでした。現地はそのような感じになっていましたので、特段問題ないかと思いますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・あの、自分の畑がかなり、●反●畝あるのですが、こちらの方の管理は大丈夫なんでしょうか?●●●●●さんをやりながら・・・

(事務局) これらの畑は全部管理しております。

(議長) 分かりました。では、ご質問はよろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受139について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、経由8について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和3年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由8 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、経由8について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。地図は11ページをお願いいたします。同じく20日に山崎委員と事務局2名とともに現地調査をしてまいりました。

(現地案内図 説明)

現地は〇〇〇-〇〇、道路の接道部分ですね、こちらは草が刈ってある状態になっていまして、〇〇〇-△の方は除草シートがほぼ全面に敷いてあるというような状態で、耕作されているという感じではないのですが、草の対策はしてあるような感じでした。ここに仮に住宅が建った場合周りの農地に対する影響なんかも見たのですが、右隣の方は全面梅林になっていまして、左隣は耕作されている畑にはなっていたのですが、おそらくここに家が建っても大きな影響はないと思われます。北側は上の方に道路があるのですが、ここはかなりの斜面になっていまして、北側は問題ないと思います。正直農地としても使いづらい場所ですし、宅地としても使いづらいと思いますが、現地はそういうになっていました。ご審議の方お願いいたします。

(議長) では次に、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。転用理由書をいただいておりますので、読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？

(嶋崎委員) こちらの周りには家が結構あるのですか？

(栗原委員) いいえ、ないです。

(嶋崎委員) ゼロ？

(栗原委員) ゼロではないですが、ここは本当に谷底から上に上がって行くような斜面をイメージしていただくといいたのですが、その斜面の中腹と言うか途中のような所にありまして、平らではないので、家はちょこちょこ建ってはいるのですが、道沿いに少しあるぐらいで、住宅が密集しているというような所ではないです。

(嶋崎委員) では現況、畑を作るにしてもあまり良い場所ではない？

(栗原委員) 良い場所ではないです。先ほどもちょっと説明しましたが、両サイドに一応畑はあるのですが、おそらくここに家を建てても、さほど日照に関しての問題はないのかなと思います。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(小川委員) あの、先ほどの理由書の中で、お父さんが所有の他の土地は土砂災害警戒区域内という事で、この場所も状況的には同じような状況なのですか？指定はされてないけど・・・？
(事務局) 指定はされてないのですが、道の下は川の谷なので、その辺りはレッドゾーンになって・・・ギリギリここは大丈夫な所です。かなり近いことは近いです。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(坂本委員) すみません。ここは農振農用地ですか？

(事務局) 農振農用地ではあったのですが、こちらは除外をした所になります。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由8の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。12月20日、唐澤委員と事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。地図は12ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

こちらは道路から入って行くのに、かなりきつい坂道になっていまして、場所的に斜めの場所で、

どこから入るのか分かりにくかったのですが、トラクターはちょっと無理じゃないかなと思いますが、畑はきれいに耕耘されて、ネギ、ブロッコリー、ハクサイ等がきれいに耕作されておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。同じく12月20日、唐澤委員と事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。地図は13ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここには牧草とトウモロコシだと思うのですが、一部耕耘されて、一部は少し草が伸びていましたが、ここでまた刈ってすぐ耕耘するそうです。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。

(第3号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の笹本委員、説明願います。

(笹本委員) はい。まず、地図は14ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

先日20日に事務局2名と田中克博委員と調査に行つてまいりました。こちらは2筆に分かれているのですが、〇〇〇-〇は実質道として使われている感じで、ここに入るためにそこを通らないと中に入れなくなつておりました。△△△-△に関しましては、一部北側が家庭菜園のような感じで作物が育てられていて、南側の3分の2程度は栗林になっているのですが、こちらは収穫した痕跡が見えましたが、一部、半分より少し少ないくらいですかね、切り株の状態になっておまして、こちらの切り株に関しては、事務局の方から抜根して畑として使うか、

捕植をするか、という形で連絡をしていただくということになりました。続きまして、15ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

地図の〇〇〇番地がご自宅です、この周りを取り囲むように細かく筆を分けた畑があります。こちらいわゆる家庭菜園のような形で少量ずつ多品目で植えられていて、果樹からネギ等いろいろな物をきれいに管理して作っておりました。両方きちんと管理されておりますので、畑として機能していると思われます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席をお願いします。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号4 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。先日20日に事務局2名と現地調査に行ってまいりました。場所は地図の16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

合計7つの圃場なのですが、道路の両側にそれぞれ圃場があります。当日ちょうどご本人と奥様がいらっしゃいましたので、少しお話を伺いながら調査を行いました。まず右側の〇〇〇〇と書いてある三角形の部分ですが、中央にダリアの株が植えてありまして、その両側がきれいに耕耘されておりました。ここにはカボチャやエダマメが植え付けられていたということ伺っております。その下の△△△△の部分、ここはハウスが4棟程ありまして、トマトやキュウリの栽培の跡になっておりまして、1つにはキャベツが作付けされているということでした。そして□□□□-□ですが、こちらはトラクターがなかなか入らないということで、果樹が植えられておりました。収穫可能なミカンがありましたが、その他にまだこれから収穫という小さい苗木で、オレンジ、スダチ、レモン、ブラックベリーなどが10本程植えてありました。そして左側の三角形の部分ですが、そちらは周囲がお茶の木で囲まれておりまして、圃場の内側の方はブロッコリーが作付けされておりました。東側の部分はきれいに耕耘されておりました、伺ったところ、トウガン等が作付けされていたとのこと。全体として農地の管理がきれいにされていたことを確認しました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と大福委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はあり

ますでしょうか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、第4号議案、番号1, 番号2, 番号3については関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和3年12月23日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

(第4号議案・番号2 朗読)

(第4号議案・番号3 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、番号1, 番号2, 番号3について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは、17ページをご覧ください。12月20日、月曜日に栗原委員と事務局2名と私の4人で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

まず〇〇〇-〇ですが、現状は70センチから80センチ程度の高さのミカンが18本ほど植わっております。私はこの現地のすぐ近くに住んでおりまして、この〇〇〇〇さんを良く知っておりますけど、ミカンの方は確か2年前の春に植えられた物で、それまでは毎年ジャガイモであるとか、タマネギ、それらを作付けしておりました。次に△△△-△ですが、現状は畑の半分ほどにブルーベリーとミカンが植わっております。あとは●●坪ぐらいですかね、本当に少ない面積にノラボウが作付けされていて、これは申請人の〇〇△△さんが家庭菜園的に少し使っているという状況で、本人はまだ勤めをしているということで、農業をやる考えはないということでございます。次に□□□-〇、□□□-△、◇◇◇-◇ですが、こちらは自宅の周辺にある畑ということで、ビニールハウスが1棟ありまして、その他全く作付けはいっさいないというような状況です。ただ以前はこちらについても作付けされていたということでございます。以上のことから〇〇〇〇さんは生産緑地の主たる従事者であったと考えられます。以上、ご審議の程お願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) ちょっと教えていただきたいのですが、地目が山林で●●㎡あるのですが、これはこの議案にかけるものなのですか？

(事務局) はい。その点について少しご説明させていただきます。生産緑地を指定する際には農業

的な利用をしているのであれば、山林や宅地であっても生産緑地に指定できます。そういった際に、生産緑地を解除するに当たっては農業委員会の方で主たる従事者証明ということで、農業的な利用がされていたのかという事を農業委員会の総会で諮りまして、判断をさせていただくということで、このように山林であっても議案として上がってきたという次第でございます。以上です。

(小川委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますでしょうか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1,番号2,番号3について、〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会12月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、1月25日、火曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前11時04分